

## 人事院公示第23号

人事院総裁は、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第27条第3項第2号の規定に基づき、令和4年人事院公示第12号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和7年12月5日

人事院総裁 川 本 裕 子

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
1 個人情報の保護に関する法律第89条第1項に規定する手数料の納付を現金でできる事務所を次のとおり指定する。 人事院（ <u>東京都港区虎ノ門2の2の3</u> ） (略)	1 個人情報の保護に関する法律第89条第1項に規定する手数料の納付を現金でできる事務所を次のとおり指定する。 人事院（ <u>東京都千代田区霞が関1の2の3</u> ） (略)
2 (略)	2 (略)

- 2 この決定による改正は、令和8年1月26日から効力を発生する。